

## (J1-2-1) 土木学会 財務・経理部門会議 資金運用部会 内規

(平成 20 年 9 月 5 日 理事会制定)

(目 的)

第 1 条 土木学会 財務・経理部門 資金運用部会（以下「部会」という。）は、短期・中期のおよび総合的な視点から土木学会 資金運用規則に基づき、学会資金を安全・確実かつ効率的に運用するための具体的な方策等を検討・提言することを目的とする。

(活 動)

第 2 条 部会は、財務・経理部門会議の諮問を受けて次の活動を行う。

- (1) 学会資金等の短期・中期の運用計画に関する検討と提案
- (2) 国債、地方債など公社債および各種金融商品の調査に関すること
- (3) その他、財務・経理部門会議から諮問されたこと

(構 成)

第 3 条 組織構成は、財務・経理部門会議（以下「部門会議」という。）に直属する部会とする。

- 2 部会の構成は、部会長 1 名、委員 5 名以内、およびオブザーバーとする。  
財務・経理部門会議構成員（主査理事、担当理事、幹事）は、個々の判断で会議にオブザーバーとして出席することができる。オブザーバーは、部会長の求めに応じて、意見を述べることができる。

- 3 部会長は部会を代表し、部会活動を総括する。

(部会長・委員等の選出方法と任期)

第 4 条 部会長・委員等の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、財務・経理部門主査理事が推薦し会長が委嘱する。
- (2) 委員は、財務・経理部門主査理事と部会長が協議して推薦し会長が委嘱する。

- 2 部会長および委員の任期は 2 年とし、再任は 1 回までとする。

(部会の運営)

第 5 条 部会は、部会長が招集する。また、部会長は、必要に応じて文書をもって委員全員の意見を徴し、部会の開催に代えることができる。

(事務局)

第 6 条 土木学会事務局における担当部署は、経理課とする。

(内規の改正)

第 7 条 本内規の改正は、財務・経理部門会議の承認により行う。

附則 1 本内規の制定・改正の経緯は、次のとおりである。

平成 20 年 9 月 5 日 理事会 制定

附則 2 この内規は、平成 20 年 9 月 5 日から施行する。

附則 3 この内規は、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。